

第4章 安全な都市づくりの実現

【予防対策】

基本方針

- 1 安全に暮らせる都市づくりを推進する
- 2 建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する
- 3 出火、延焼等の防止対策を実施する
- 4 放射能に関する周知を行う

基本方針1 安全に暮らせる都市づくりを推進する

1 地域特性に応じた防災都市づくり

□ 対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、安全な都市づくりを図る。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市整備環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。 ○ 緊急輸送道路（南多摩尾根幹線道路）の整備を促進する。 ○ 都市空間の確保を推進する。 ○ 道路・公園の改修・整備及び維持管理を行う。 ○ 防災及び環境保全という観点からの既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

□ 詳細な取組内容

多摩市は、関係機関と連携し、以下の取組を推進する。

区 分	施 策
防災上安全な建物づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒れにくい建物づくりの推進（住宅の耐震診断や耐震工事に係る助成制度の活用、公共建築物等の耐震改修） ○ 燃えにくい建物づくりの推進 ○ 屋外空間の防災性の向上（接道部の緑化(生垣化等)によるブロック塀倒壊の解消)
燃え広がらない市街地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路となる幹線道路沿道や後背地を含めた地区の不燃化の推進

区 分	施 策
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火ブロック形成のための道路整備 ○ 緊急車両困難地域の解消に向けた取り組み
安全な避難手段や防災拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路及び避難所等の防災拠点を確保する ○ 避難生活の拠点となる学校や行政機能の中核を担う庁舎等の防災拠点の耐震性を強化する。 ○ 安全な避難を確保するため、避難所周辺の道路（自転車歩行者専用道路を含む）を中心に、照明設備の設置や段差解消などの取り組みを行う。
オープンスペース（農地・公園・緑地）の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースとしては、公園・緑地、グラウンドや農地等が考えられる。これらのスペースは、火災の延焼防止や地域の防災拠点としての機能を有するとともに、避難場所や一時避難場所（一時集合場所）として利用できるなど、防災上重要な役割を担っているため、オープンスペースを積極的に確保する。 ○ 生産緑地地区の追加指定を検討する。
公園に設置する防災関連施設の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災活動拠点や避難場所に指定されている公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した市民等のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、ソーラーパネルを利用した携帯電話充電設備、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備する。
緊急輸送道路の整備促進（南多摩尾根幹線道路）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南多摩尾根幹線道路は、多摩ニュータウン通り、川崎街道、鎌倉街道とともに、東京都の緊急輸送道路に位置づけられ、沿道には防災拠点となる施設が数多くある。広域的にも震災時における防災拠点を連絡する重要な路線であるため、整備を促進する。
地区計画や建築協定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地において、建築物の用途の混在や敷地の細分化、建物の建て詰まりなどを防ぎ、地域の防災性の維持・向上を図るため、地区計画や建築協定を推進する。
避難場所の確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう、開発事業者を誘導する。

2 高層建築物等における安全対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 東京都の取組みの普及啓発を行う。
多 摩 中 央 警 察 署	○ 超高層建築物等における避難誘導、救出救助活動等の指導を実施する。
多 摩 消 防 署	○ 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導を行う。 ○ 関係事業所に対する対策の指導を行う。

□ 詳細な取組内容

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を普及啓発する。また、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄を普及啓発する。加えて、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくり等を推進する。
- ※ 首都直下地震などの地震が発生した場合には、高層建築物においては、建物の揺れによる家具類等の転倒・落下・移動やエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性がある。
 また、居住者は、エレベーターの復旧まで、階段を利用する必要があり、高層階の居住者ほど、孤立するおそれがある。

3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止等

□ 対策内容と役割分担

がけ・ブロック塀等の崩壊防止及び急傾斜地崩壊の災害等防止

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	○ ブロック塀等の安全化を推進する。
都 都 市 整 備 局	○ がけ・よう壁等、ブロック塀等の安全化を図る。 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化を図る。
都 建 設 局	○ 土砂災害防止法に基づく対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 がけ・よう壁等の安全化

- がけ、よう壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため、東京都と連携して

市民へ啓発周知に努める。

- がけ地に関係のある者から申し出がある場合は、現地調査を行い、また、パトロール等でがけの危険性を確認した場合は、東京都へ指導改善の依頼を行う。

2 ブロック塀等の安全化

- 多摩市民から被害者も加害者も出さないように、建築基準法を満たしていないブロック塀の所有者に対し、改善工事を促す。
- 多摩市内の避難路に位置づけられた道路に面している次のブロック塀等の撤去に関する事業を検討する。
 - ・ 多摩市ブロック塀等全量調査業務委託で危険判定のブロック塀
 - ・ 多摩市ブロック塀等安全点検支援事業で危険・要注意と判定されたブロック塀等
 - ・ 教育委員会が指定している通学路に面したブロック塀等

3 急傾斜地崩壊対策

- 特別な警戒箇所として付近の状況把握に努めるとともに、地震等で危険度が高くなった場合には、周辺市民に周知する。
- なお、異常があった場合は、都へ崩壊防止のための依頼を行う。

4 土砂災害防止法対策

- 土砂災害防止法に基づく、特別警戒区域(レッドゾーン)、警戒区域(イエローゾーン)の所有者に対し、日頃の点検や適正な維持管理を行うよう依頼する。

基本方針2 建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する

1 建築物の耐震化の促進

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市耐震改修促進計画を改定し、住宅、建築物の耐震化の促進を図る。 ○ 公共施設の耐震化を図る。

□ 詳細な取組内容

1 公共建築物等の耐震化

(1) 防災上重要な公共建築物の耐震化

公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極

的に耐震化を図る。

(2) 耐震マークの普及

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るため、耐震化された公共建築物に耐震マークを表示する。

2 公共施設防災計画

(1) 防災計画

公共施設の新規建設や大規模改修に際して、可能な限り防火水槽、備蓄倉庫等の設置を検討する。

(2) 既存公共施設の耐震補強

昭和56年の新耐震設計基準施行以前に建設された施設については耐震診断等を行い補強に努める。

(3) オープンスペースの確保

震災時における避難の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは「防災に強いまちづくり」の基本的課題である。このため、公園・児童遊園の整備を推進する一方、公共用地の確保、緑地・農地等の保全に努める。

3 民間建築物の耐震診断・耐震改修

(1) 特定建築物の耐震化

国の基本方針等を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、特定建築物については、令和7年度末までに耐震化率95%とすることを目標とする。

(2) 民間建築物の耐震化（住宅を除く。）

- 建築物の耐震化は所有者が行うことが基本であるが、首都直下地震による人的被害を軽減させるためには、減災効果の大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- そこで、民間建築物については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

(3) マンションの耐震化等

- 多摩市は、東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、マンションについては、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 多摩市は、国や都の補助金を活用し、非木造住宅（分譲マンション等）に耐震診断等の助成を行ない、耐震化の促進を図る。
- 多摩市は、分譲マンションの管理者等に対し、セミナーの開催やパンフレットの送付等により、耐震化をはじめマンションの適正な管理等に関する情報を提供する。
- 多摩市は、都が行っている次の事業の周知を図る。
- 都は、分譲マンションの管理組合等に対し、「耐震キャンペーン」や「東京都マンションポータルサイト」等を通じて、耐震化の重要性や耐震診断の必要性に

ついて、普及啓発を実施する。

- 都は、耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、都民が安心して相談できる耐震化総合相談窓口を設置し、耐震診断や耐震改修の相談、助成内容や診断を行う専門家の紹介などを行う。
- 都は、費用対効果に優れており、広く活用が可能な耐震改修事例について、リーフレットや「東京都耐震ポータルサイト」で紹介する。
- 都は、マンションの長寿命化を促進するため、共用部分を計画的に修繕、改良する管理組合に対して利子補給を行う。（マンション改良工事助成制度）

(4) 木造住宅等の耐震化

- 多摩市は、東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を減少させることを目指し、木造住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な建物をおおむね解消することを目標とする。
- 木造住宅の耐震化を促進するためには、所有者が自らの住宅の耐震性能を把握することが重要であるため、多摩市は、耐震化の重要性や耐震診断の必要性について、耐震セミナーや耐震相談、耐震に関する案内の送付などによる普及啓発とともに、耐震診断士の派遣、耐震改修・除却に要する費用の助成を実施する。
- 多摩市は、都が実施する次の取組の周知を図る。
- 都は、木造住宅を対象とした安価で信頼できる改修工法等の紹介、耐震診断事務所の登録・公表、木造住宅耐震改修事業者の養成及び公表、耐震化総合相談窓口を通じた相談対応等を実施する。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 多摩市は、都の取組に協力し、特定緊急輸送道路に指定されている沿道の対象建築物に対して、耐震化の費用助成や相談体制の充実、建築物所有者への働きかけ、情報提供を行い、耐震化を促進する。
- 緊急輸送道路等沿道の建築物については、倒壊による閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や市民の円滑な避難を確保するため、啓発活動を強化するとともに、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
- 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、大規模災害時に救急救命活動や物資輸送に使用する特に高い公共性を有する道路を「特定緊急輸送道路」と指定し、この道路沿いの対象建築物に対して耐震化状況報告と耐震診断の実施を義務化している。（令和7年度末に総合到達率*99%超を目指す。）

※ 総合到達率とは、特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。区間到達率は、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

2 エレベーター対策

□ 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エ

エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部 各施設管理者	○ エレベーターの閉じ込め防止対策を推進する。
都都市整備局	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。 ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発を行う。 ○ エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく
日本エレベーター協会	○ 日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。 ○ 日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

□ 詳細な取組内容

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(1) 市施設

- 多摩市は、震災時における防災上重要な公共施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止対策を推進し、安全性を向上させる。
- 必要に応じ、下記のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置（予備電源を含んだ停電時の制御装置）
P波感知型 地震時管制運転装置	○ 主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止を普及啓発する。 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け支援事業を推進する。 ○ 建築物の天井等の落下防止対策を啓発する。 ○ 屋外広告物に対する規制を啓発する。
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及啓発を行う。 ○ 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策を普及啓発する。

□ 詳細な取組内容

1 家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 多摩市

- 公共施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 防災訓練などの機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を行うとともに、器具類の斡旋を行う。
- 高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性を図るように努める。
- 高層階の建物においても、長期地震動の危険性や家具等の転倒・落下・移動防止の重要性について周知するとともに、室内安全性対策の啓発を行う。

2 建築物の天井等の落下防止

(1) 多摩市

- 建築物の天井等の落下による人身事故を未然に防止するため、建築物の所有者や管理者に対して、建築物の維持管理の重要性について周知啓発に努める。
- 広報等を通じて、市民に危険性啓発と、飛散防止措置の指導を行う。
- 公共施設における天井等の落下防止及び窓ガラスの飛散防止を推進する。

(2) 建物所有者

- 建築物のガラスの落下及び飛散の防止を推進する。
- 病院、福祉施設、幼稚園及び百貨店等の民間施設において、天井等の落下防止及び窓ガラスの飛散防止を推進する。

3 建築物等からの落下物による被害の防止

屋外広告物等や中高層建物からの落下物は、大きな被害を引き起こすと考えられるが、これらについては、広告物の設置者や中高層建物の居住者等のモラルによるところが大きく、法的な規制をするのに適していないものが多い。

(1) 多摩市

- 公共施設の定期的な外装等の状況を調査し、必要な改修を行う。
- 民間施設に対しては、道路法、東京都屋外広告物条例等に基づき、必要な措置について指導等を行う。

(2) 建物所有者等

- 自主的な落下防止を推進する。
- 定期的な外装等の状況調査を行い、必要な改修を行う。

4 文化財施設の安全対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所 有 者 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 ○ 文化財防災点検表を作成する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財施設の所有者又は管理者に対して指導する。

□ 詳細な取組内容

1 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。

(1) 文化財周辺の整備・点検

- 文化財の定期的な見回り・点検
- 文化財周辺環境の整理・整頓

(2) 防災体制の整備

- 防災計画の作成
- 巡視規則や要綱の作成等

(3) 防災知識の啓発

- 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

(4) 防災訓練等の実施

- 関係機関と連携した防火防災訓練の実施
- 防災設備の整備と点検
- 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- 緊急時の体制整備
- 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

5 液状化への対策の強化

□ 対策内容と役割分担

液状化被害の発生危険性のある箇所について、施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 各都環下 施設管理 都市整備 環境 下水道 市者部部課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎や学校等の公共施設に対する液状化対策を推進する。 ○ 道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策を推進する。 ○ 液状化予想図・地盤柱状図・地盤調査方法・対策工法などの情報提供を行う。 ○ ライフラインの液状化対策（道路占用企業の対策の把握）を行う。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市・東京都

- 液状化のおそれがある区域で公共建築物等の工事を行う際には、「建築物を強化する方法」、「地盤を改良する方法」などにより、液状化対策を促進する。
- 都市整備部は、東京都が作成した「液状化による建築物被害に備えるための手引き」を活用して、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供を行う。
- 都市整備部は、東京都と連携し、液状化のおそれがある区域の建築物の設計者などに対して、的確な対策について啓発する。
- 都市整備部は、液状化対策の強化のため、アドバイザーの育成、相談体制、液状化の関係資料の整備について、東京都へ要請する。
- 都市整備部及び環境部は、道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策について、調査し検討を行う。
- 都市整備部、環境部及び下水道課は、マンホール浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
- ライフラインを設置している道路占用企業の液状化対策を把握する。

基本方針3 出火、延焼等の防止対策を実施する

1 消防水利の整備、防火安全対策

□ 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の整備を図る。 ○ 消防活動路の整備を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の整備を図る。 ○ 消防活動路の確保を行う。 ○ 消火活動が困難な地域への対策を行う。 ○ 火気使用設備・器具の安全化を推進する。 ○ 電気設備等の安全化推進する。 ○ その他出火防止のための査察・指導を行う。

□ 詳細な取組内容

1 出火等の防止

(1) 多摩市及び多摩消防署

① 市民や事業所の指導の強化

- 実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。
- 住宅用火災警報器の適正な設置と維持管理を周知するとともに、設置から10年を経過した場合の交換等の普及促進を図る。
- 復電による通電火災防止のため、感震ブレーカー等の普及促進を図る。
- 事業所に対し、業種別に応じた事業所防災計画の作成及び届出を指導するとともに、総合訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- 事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力態勢づくりを推進する。

(2) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- 住宅用火災警報器の普及
- 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- 家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カーテンなどへの防災品の普及
- 灯油など危険物の安全管理の徹底
- 防災訓練への参加

(3) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- 地震のときは、「グラッときたら身の安全」まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見ることを徹底
- 直後の行動は、「火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてず火の始末」「出火したときは、落ち着いて消火する」ことを徹底
- 避難時により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断など、出火防止の徹底
- ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の

徹底

- ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

2 火災の拡大防止

- 多摩市街づくり条例、東京都震災対策条例に基づき、地域の実情を踏まえた防火水槽の設置を推進する。
- 市有地の売却に際しては、既存の防火水槽や消防水利に指定されている水源の存置又は代替水利の確保に努める。
- 借地にて設置している防火水槽用地が売却される場合は、既存防火水槽の存置又は、代替水利の確保を行う。
- 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、狭隘な道路の広幅員化、道路側溝等の暗きよ化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

3 消防水利の整備

- 災害時に消防水利の不足による消火活動の支障を起こさないために、大震災時にも使用可能な消防水利として、250メートルメッシュに最低1箇所の耐震性防火水槽の整備を促進する。
- 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- 雨水地下浸透や雨水有効利用により水量の確保に努める。
- 親水空間として整備する場合は、消防水利として、利用しやすいよう環境整備を検討する。
- 大栗川、乞田川、水路、中沢池等の自然水利を消防水利として確保する。
- 消防水利不足区域について水利の設置を推進する。
- 全消火栓へ消火栓標識の設置を推進する。

2 石油等危険物施設及び危険物等の輸送の安全化

□ 対策内容と役割分担

石油等危険物施設及び危険物等の輸送の安全化

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。 ○ 危険物施設に対して、耐震性強化等、安全化を指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。 ○ 石油等危険物施設の安全化を普及啓発する。 ○ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策を実施する。 ○ イエローカードの車両積載の確認及び活用の推進を図る。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との連絡通報体制を確立する。 ○ 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。 ○ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りを推進する。

基本方針4 放射能に関する周知を行う

1 放射性物質対策

はじめに

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合には、多摩市は避難等の対応を迫られるものではない。

また、本計画の素地とした多摩直下地震の被害想定においても放射性物質に係る被害は、想定されていない。このことから、本来的には、本計画への本章の記載は馴染まないものである。

しかしながら、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、多摩市においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り抑える対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、特に市民の不安の払拭と安全の確保を図るために、迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

□ 対策内容と役割分担

1 放射性物質への対応体制の強化

- 都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。
- 対応体制について習熟を図る。

2 市民への情報提供等

(1) 対策内容

- 東京都と連携し、放射線、放射性物質及び原子力災害に関する知識の情報提供を行う。
- 情報提供に際しては、乳幼児や妊婦、要配慮者に十分配慮する